

令和3年12月23日開会

令和3年12月23日閉会

令和3年12月

甲府地区広域行政事務組合議会定例会

全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 38 分

○議長（金丸三郎君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

議案審査の前に萩原消防長から報告したい旨の申し出がありましたので これを許します。

萩原消防長。

○消防長（萩原 亨君） 消防長の萩原でございます。大変貴重なお時間をいだく中、2件の御報告をさせていただきます。

まず、12月組合議会定例会の議案になっております、議案第8号 専決処分（和解及び損害賠償の額の決定について）でございますが、本事案は、救助要請場所を誤認したことにより、要請場所ではない住戸の窓ガラス等を破損させたものでございます。

原因につきましては、指揮者の最終的な現場確認が不十分であったことにより発生したものであり、指揮者及びその上司に対して、厳正なる処分を行いました。

また、建物所有者及び占有者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしたことから、謝罪と十分な説明を行い、速やかに原状回復をさせていただきました。

今後におきましては、事後検証の結果を現場活動に反映し、消防活動における情報収集並びに調査・確認を確実に行うよう職員に対して周知徹底し、再発防止を図ってまいります。

詳細につきましては、後ほどの議案の中で説明をさせていただきます。

次に、職員の懲戒処分についてでございますが、既に処分を行いました、当消防本部職員による、現金盗取に関する概要及び処分内容につきまして、御報告を申し上げます。

右手、上側にございます、職員の懲戒処分についての資料を御覧ください。

まず、事案の概要につきましては、令和3年10月下旬から11上旬にかけ、勤務時間中に職場内において同僚の財布から3回にわたり、現金計4万円を盗取したものです。

被処分者につきましては、20代男性職員であります。

次に処分内容等につきましては、地方公務員法第29条第1項第3号「全体の奉仕者たるに相応しくない非行」、同法第33条「信用失墜行為の禁止」に違

反したことにより、同法第29条第1項第1号「法令違反」にも抵触するとともに、過去にも同様な行為があり懲戒処分を受けていたことなどを総合的に判断し、令和3年11月19日付けで免職としたものでございます。

また、上司の管理監督責任に伴う処分につきましては、職員への指導不足として、私を含め上司5名が処分を受けたものであります。

当消防本部におきましては、これまで不祥事防止対策に取り組んできたところであります。住民の生命や財産を保護するという、崇高な使命を持つ消防職員が勤務時間中に現金を盗取した行為は、理由の如何を問わず、断じて許されるべきものではなく、圏域住民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが起こらぬよう、更に職員一人ひとりの倫理観の醸成を図り、全職員に対し服務規律の遵守を改めて徹底し、不祥事の再発防止に全力で取り組むとともに、圏域住民、皆様からの信頼回復に努めてまいる所存であります。

誠に申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 以上で報告が終わりました。

この件について、質問はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 誤って入ったっていうのはね、これは不可抗力みたいなもので、もう既に専決になっておるでしょうが、これらに対しての謝罪なり、当然としても、職員の皆さんの中の処分というのは、重くしない方が、これは当然かなと思います。

また、もう一方の懲戒処分の事例の窃盗の問題です。これについて、随分大変な事態が行われたなという感じがするわけですけども、この間、本広域消防において、8年ほどの間で懲戒処分が無かった年がないくらいに、頻繁に行われているこの事実、8年間で2年ほど無かったけど、あとは、必ずいろんな何か不祥事があるっていうことで、この辺のところ、職員の皆さんの中のストレスとかいろんな問題含めて、今後の対策をしていただきたい。

以上要望で終わります。

○議長（金丸三郎君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 無ければ、この件に関しましては、以上で終了いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第8号から議案第12号までの審査を行います。

初めに、議案第8号 専決処分について（和解及び損害賠償の額の決定について）当局の説明を求めます。

芦沢救急救助課長。

○救急救助課長（芦沢 岳君） それでは、議案第8号 専決処分についての御説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元にございます、議案集の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により（和解及び損害賠償の額の決定について）専決処分しましたので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次の2ページをお開きいただきたいと存じます。

2の専決処分する理由でございますが、令和3年7月7日、甲斐市西八幡地内で発生した本組合職員の公務中の物損事故に関し、和解し、損害賠償の額を決定するについては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を必要としますが、和解の履行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、同法第179条第1項の規定により、これを専決処分したものでございます。

事故の概要につきましては、同日、午後1時35分ころ、2階建て長屋住宅内で、体調不良により身動きが取れなくなった傷病者の救助事案において、要請場所の住戸を誤認したものであります。

原因につきましては、出動隊が指令場所に到着した際、敷地内に同一形状の長屋住宅が2棟あることを確認しておりましたが、指揮者の現場確認が不十分であったことから、要請場所とは違う棟の部屋の窓を緊急措置として破壊した

ことにより、窓ガラス及びカーテンを破損したものでございます。

なお、相手方には丁寧な謝罪と説明を行い、救助活動における緊急措置について、御理解をいただきました。

また、傷病者の接触には遅延が生じましたが、身体に与える影響はございませんでした。

今後におきましては、現場情報の収集及び実態把握が可能となるよう、事後検証後に作成したチェックシートを用いるとともに、指揮隊訓練の更なる強化を図り、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

次に和解の相手方は、記載のとおりでございます。

和解及び損害賠償の額につきましては、本組合から相手方が指定する支払先へ窓ガラス修繕費として建物所有者に 154,000 円、カーテン購入費として建物占有者に 5,602 円を支払うものでございます。

以上で、議案第 8 号 専決処分についての御説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 9 号 専決処分について当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第 9 号 専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の 3 ページをお開きください。

この専決処分につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次に 1 ページめくっていただきまして、4 ページをお開きください。

2の専決処分する理由につきましては、人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告に準じて、本組合職員の給与改定を行うにつきましては、この条例を制定する必要が生じましたが、条例改正に係る基準日が本年12月1日であり、組合議会を招集する時間的余裕がないため専決処分を行ったものでございます。

内容について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の右上に議案第9号と書かれました給与改定の概要を御覧ください。

1の甲府地区広域行政事務組合職員給与条例について、につきましては、一般職員及び特定幹部職員における、本年12月期の期末手当の支給割合を0.15月分引き下げ、令和4年度以降は、引き下げました0.15月分を、6月期と12月期が均等となるよう、0.075月分ずつ再配分するものでございます。

これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は4.45月から4.30月となります。また、再任用職員における本年12月期の期末手当の支給割合を0.1月分引き下げ、令和4年度以降は、引き下げました0.1月分を、6月期と12月期が均等となるよう、0.05月分ずつ再配分するものでございます。

これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は2.35月から2.25月となります。

2の甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、につきましては、会計年度任用職員の期末手当は、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例に準じた支給割合となります。ただし、本年12月期の期末手当につきましては、職員給与条例の本改正に伴う規定を適用しないものとし、0.15月分の引き下げについては、令和4年度以降適用するものであります。

以上が、今回の給与改定の概要でございます。

続きまして、一部改正条例について御説明申し上げます。

議案集の5ページと合わせまして、右上に議案第9号と書かれました甲府地区広域行政事務組合職員給与条例新旧対照表を御覧ください。

なお、新旧対照表につきましては、左側が改正後の、また、右側が改正前の、

それぞれの条文となっておりまして、下線部が改正箇所となっております。

初めに、新旧対照表の 1 ページをお開きください。

改正条例第 1 条は、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改定するもので、本年 1 2 月に支給する一般職員、特定幹部職員及び再任用職員の期末手当の支給割合を下線部のとおり、改めるものであります。

次に、新旧対照表の 2 ページをお開きください。

改正条例第 2 条は、ただ今御説明いたしました、改正条例第 1 条で改定した期末手当の支給割合を、令和 4 年度以降支給する 6 月期と 1 2 月期の期末手当が均等となるよう、再配分するもので下線部のとおり改めるものであります。

次に、新旧対照表の 3 ページをお開きください。

改正条例第 3 条は、甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

先ほどの給与改定の概要で御説明いたしましたとおり、会計年度任用職員の令和 3 年 1 2 月に支給する期末手当につきましては、甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の本改正に伴う規定を適用しない、特例措置の附則を設けるものであります。

最後に、お手数ですが議案集 5 ページの附則をお開きください。

この条例の施行日を令和 3 年 1 2 月 1 日と定めるものであります。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 9 号 専決処分について（甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について）説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君。

○木内直子君 専決処分ということではありますが、令和 3 年度 1 2 月期の期末手当の支給割合 0.15 月分引き下げるということですが、この影響ある職

員の数、そして、平均してどのくらいの金額が引き下げになるのか、お示しください。

○議長（金丸三郎君） 窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） お答えいたします。

本改正に係る、今年度の影響人数及び影響額につきましては、まず、影響人数が組合全体で346名、影響額では、組合全体で総額1,742万6千円の減額となります。また、一人当たりにつきましては、約5万円の減額となります。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 木内直子君。

○木内直子君 人事院勧告による引き下げということですが、そしてもう専決処分ということですが、職員の皆さんのが期末手当が、引き下げになるということに関しては、私は不承認としたいと思います。

以上です。

○議長（金丸三郎君） ほかにございますか。

山田 厚君。

○山田 厚君 これは既に各市町で専決処分されているということですが、でも内容的にいいますと、346名の職員の皆さん、平均5万円から6万円くらいの一時金の引き下げということになっているということですけども、そもそもこの20年間ほど、実質賃金は、実際には下がっている、なつかつこの間でいうと、政府にしても介護士とか保育士とか看護士さんなどの、いわゆるエッセンシャルワーカーについては、給与の引き上げも必要だということも言われ初めておりますし、具体化されようとしています。

本来消防職員の方々は、この社会にとって、本当に大切なエッセンシャルワーカーですから、この5万円下げるとか、そういうことではなくて、むしろ温かく冬を迎えてやるのが基本じゃないかと、ですからこのことに対しては、私どもは、甲府市についても反対させていただきましたが、この1,743万円の総額がですね、これは要望としておきますが是非、皆さんのが福利厚生などに充てていただくようお願い申し上げて、要望として終わります。

以上です。

○議長（金丸三郎君） そのほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第10号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について、御説明申し上げます。

議案集の7ページをお開きください。

令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定につきましては、本年9月6日に乙黒環、五味武彦、両監査委員の審査を受けまして、9月16日付で、予算執行状況等について、適正である旨の意見が提出されたところでございます。

内容につきましては、配付いたしました令和2年度甲府地区広域行政事務組合一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書のとおりでございます。

それでは、各会計別決算のうち、事務局所管の決算事項別内容について、御説明いたします。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略させていただきますが、御理解をいいたきたいと存じます。

令和2年度歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

令和2年度甲府地区広域行政事務組合歳入歳出決算一覧表でございます。

最下欄の合計欄につきましては、本組合の一般会計及び2つの特別会計を合わせまして3会計の合計でございます。

予算現額36億2,541万円に対しまして、収入済額36億2,264万7,986円、支出済額35億3,607万7,265円、差引残額8,657万721円でございます。

なお、各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

これら差引残額のうち、一般会計の421万3,056円及び消防事業特別

会計の7, 959万3, 768円につきましては、財政調整基金へ積み立てをいたしました。

また、国母公園管理事業特別会計の決算剰余金276万3, 897円につきましては、今年度予算に繰り越しをするものでございます。

なお、この繰り越しにつきましては、今定例会へ議案第11号、繰越金の増額に係ります、補正予算案として提出をさせていただいております。

次に、決算書の16ページをお開きください。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5, 036万8, 379円、歳出総額4, 615万5, 323円、歳入歳出差引額につきましては、421万3, 056円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

1ページをめくっていただきまして、17ページ、18ページをお開きください。

歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。

1款1項1目 組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。

次に、2款1項1目 利子及び配当金は、財政調整基金、職員退職手当金支払準備基金、消防施設整備事業等基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子の収入につきましては、歳出の各基金積立金に計上いたしまして、各基金に積み立てをいたしました。

5款2項1目 雜入は、甲府市福利厚生組合からの過年度事業主負担金の返金と地方公務員災害補償基金からの過納額還付金でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額5, 063万円、調定額、収入済額ともに5, 036万8, 379円でございます。

次に、19ページ、20ページをお開きください。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費の主なものについて御説明いたします。

1節 報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。

8節 旅費は、組合議員の行政視察研修に係わります旅費等でございますが、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、行政視察研修は中止となりまし

たことから、執行額はございません。

10節 需用費は、地方議会事務提要の追録代でございます。

11節 役務費は、議場の名札の書き換え手数料及び郵便料でございます。

13節 使用料及び賃借料は、議員懇話会の会場借上げ料でございます。

次に、2款1項1目 一般管理費の主なものにつきまして御説明いたします。

1節 報酬は、特別職5名分の報酬でございます。

2節 給料から4節 共済費までにつきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。

7節 報償費は、組合職員退職者への記念品代でございます。

10節 需用費は、消耗品費、自動車燃料費、印刷製本費が主なものでございます。

11節 役務費は、郵便料、電信電話料及び職員の定期健康診断手数料、自動車共済分担金等でございます。

12節 委託料は、組合ホームページ運用保守管理費等でございます。

13節 使用料及び賃借料は、例規執務サポートシステム、また、事務局連絡用自動車及び複写機のリース料等でございます。

18節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金でございます。

24節 積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金支払準備基金への積立金でございます。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

2款1項2目 公平委員会費でございますが、1節の報酬は、公平委員3名分の報酬でございます。

次に、2款1項3目 財政調整基金費から2款1項5目 消防施設整備事業等基金費の24節 積立金につきましては、先ほど歳入の利子及び配当金で御説明いたしました、各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てをしたものでございます。

次に、2款2項1目 監査委員費でございますが、1節 報酬は、監査委員2名分の報酬でございます。

10節 需用費は、令和元年度歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並

びに令和2年度定期監査報告書の印刷製本に要しました経費でございます。

次の3款1項1目 予備費につきましては、執行事案はございませんでした。

以上、歳出合計につきましては、予算現額5,063万円、支出済額4,615万5,323円、不用額447万4,677円でございます。

以上で、一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、御説明いたします。

歳入歳出決算書の36ページをお開きください。

国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,824万5,899円、歳出総額1,548万2,002円、歳入歳出差引額につきましては、276万3,897円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

1ページめくっていただきまして、37ページ、38ページをお開きください。

歳入の主なものにつきまして、御説明いたします。

1款1項1目 国母公園管理負担金は、甲府市、中央市、昭和町からの負担金でございます。

2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設の使用料及び公園の占有使用料でございます。

3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入でございます。

次に、4款1項1目 国母公園管理基金繰入金につきましては、国母公園管理事務所エントランス防水改修工事、新型コロナウイルス感染症蔓延に伴いまして、国母公園有料運動施設の利用停止や使用者の減少により、使用料収入が歳入不足になるため、令和2年12月組合議会定例会におきまして、補正予算の議決をいただき、基金から繰り入れ充当いたしました。

5款1項1目 繰越金は、令和元年度の決算剰余金を令和2年度予算へ繰越したものでございます。

このことにつきましては、令和2年12月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所内に入居しています、国母工業

団地工業会からの光熱水費相当分と会計年度任用職員3名分の雇用保険料の自己負担額でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額1,665万円、補正予算額120万1千円、予算現額1,785万1千円、調定額、収入済額ともに1,824万5,899円でございます。

39ページ、40ページをお開きください。

歳出の主なものにつきまして、御説明いたします。

1款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬から8節 旅費までは、会計年度任用職員3名分の人物費でございます。

10節 需用費は、消耗品費、光熱水費等が主なものでございます。

11節 役務費は、国母公園内の樹木の整枝剪定料が主なものでございます。

12節 委託料は、国母公園内の清掃業務委託が主なものでございます。

13節 使用料及び賃借料は、管理事務所で使用しております複写機等のリース料が主なものでございます。

14節 工事請負費は、歳入で説明いたしました、基金より繰り入れて行いました、国母公園管理事務所エントランス防水改修工事費でございます。

17節 備品購入費は、ソフトボール用ベース、グランド均しや生垣バリカン等の購入費でございます。

18節 負担金補助及び交付金につきましては、国母工業団地内のグリーンベルト管理に対する補助金でございます。

24節 積立金は、国母公園管理基金への積立金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額1,665万円、補正予算額120万1千円、予算現額1,785万1千円、支出済額1,548万2,002円、不用額236万8,998円でございます。

以上で、事務局所管の2つの会計につきまして、説明を終わらせていただきます。

なお、消防事業特別会計につきましては、この後、今村総務課長から御説明申し上げます。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） それでは、引き続き、令和2年度消防事業特別会計の決算の内容につきまして、御説明いたします。

なお、金額につきましては、一部を除き省略させていただきます。

それでは、お手元の資料、令和2年度歳入歳出決算書の24ページをお開きいただきたいと存じます。

令和2年度消防事業特別会計の実質収支に関する調書であります。

歳入総額は、35億5,403万3,708円、歳出総額は、34億7,443万9,940円、歳入歳出差引額は、7,959万3,768円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額であります。

なお、この差引額につきましては、決算剰余金といたしまして、地方自治法第233条の2の規定により、本組合の財政調整基金条例第2条に基づき、同基金に積み立てております。

続きまして、25・26ページをお開きいただきたいと存じます。

歳入決算事項別明細書であります。

以下、項目に沿って内容を説明させていただきます。

まず、1款1項1目 消防費負担金につきましては、本組合規約に基づく、組織市町からの常備消防費負担金などを収入したものであります。

補正につきましては、甲府市からの特別負担金確定により減額したものであります。

次に、2款1項1目 消防手数料につきましては、本組合手数料条例に基づく、消防危険物許認可申請手数料などを収入したものであります。

次に、3款1項1目 消防費国庫補助金につきましては、消防車両更新整備に係る、緊急消防援助隊設備整備費補助金であります。

補正につきましては、事業費の確定により減額したものであります。

次に、3款2項1目 消防費国庫委託金につきましては、総務省消防庁所管、女性消防吏員活躍推進モデル事業の委託業務に係る国庫委託金であります。

次に、5款1項1目 財産貸付収入につきましては、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料であります。

次の27・28ページをお開きいただきたいと存じます。

6款1項1目 財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金を繰り入

れたものであります。

6款1項2目 職員退職手当金支払準備基金繰入金につきましては、職員の退職手当を基金から繰り入れたものであります。

補正につきましては、中途退職者発生等により増額したものであります。

次に、6款1項3目 消防施設整備事業等基金繰入金につきましては、中央署水槽付き消防ポンプ自動車及び支援車III型、計2台の消防車両更新整備等に係る費用の財源として、基金から繰り入れたものであります。

補正につきましては、事業費の確定等により増額したものであります。

次に、8款1項1目 預金利子につきましては、歳計現金に係る預金利子を収入したものであります。

次に、8款2項1目 雜入につきましては、高速自動車道国道救急業務支弁金などを収入したものであります。

次に、9款1項1目 消防債につきましては、中央消防署水槽付き消防ポンプ自動車及び支援車III型の消防車両更新整備2台に係る費用の財源として、消防債を収入したものであります。

補正につきましては、各事業費の確定により減額したものであります。

以上、歳入合計は、最下欄に記載してありますように、当初予算額35億7,765万4千円、補正予算額2,072万5千円の減額、予算現額35億5,692万9千円、調定額、収入済額ともに、35億5,403万3,708円であります。

次の29・30ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出について、御説明いたします。

以下、項目に沿って内容を説明させていただきます。

なお、備考欄に主な使途を記載しております。

まず、1款1項1目 常備消防費につきましては、警防、救急、救助活動のほか、人件費、火災予防対策、震災対策、高度情報化対策等、各種消防活動に要した経費であります。

補正につきましては、甲府市からの派遣職員1名分の退職手当の減額等によるものであります。

初めに、1節 報酬につきましては、会計年度任用職員9名分及び産業医1

名分の報酬に要した経費であります。

次に、2節 給料、3節 職員手当等及び4節 共済費につきましては、消防職員343名分の人事費に要した経費であります。

不用額の要因につきましては、時間外勤務手当等の職員手当が、新型コロナウイルス感染症拡大等による各種イベントの中止や、救急出動件数の減により、当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、8節 旅費につきましては、消防大学校入校や、指導救命士養成研修及び各種会議の出席などに要した経費であります。

不用額の主な要因につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、全国消防救助技術大会の次年度への延期や各種会議等が中止になったものであります。

次に、10節 需用費につきましては、消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが主な経費であります。

不用額の主な要因につきましては、自動車燃料費の燃料単価の減額、また、それに併せまして、救急出動件数の減少により、自動車燃料費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、11節 役務費につきましては、電信電話料や消防車両の保険料などに要した経費であります。

不用額の主な要因につきましては、電信電話料に要する経費が当初の見込みを下回ったことによるものであります。

次に、12節 委託料につきましては、財務会計システム更新・運用業務委託をはじめ、全52件の業務委託に要した経費であります。

次に、13節 使用料及び賃借料につきましては、庁内ネットワークシステムの賃借料のほか、庁内車両のリース料や複写機リース料などに要した経費であります。

次に、17節 備品購入費につきましては、消防用ホース、小型動力ポンプ一式や空気呼吸器用高圧空気容器などの購入に要した経費であります。

次に、18節 負担金補助及び交付金につきましては、甲府防火協会補助金、消防学校初任総合教育入校費負担金など、全56件の負担金及び補助金に支出したものであります。

次の31・32ページをお開きいただきたいと存じます。

24節 積立金につきましては、本組合の職員退職手当金支払準備基金への積立金であります。

次に、26節 公課費につきましては、消防車両27台の自動車重量税に要した経費であります。

次に、1款1項2目 消防施設費につきましては、災害活動の拠点である消防庁舎の改修や消防車両の更新整備に要した経費であります。

補正につきましては、工事請負費及び備品購入費における各事業の確定等により増額したものであります。

まず、8節 旅費につきましては、消防車両の更新整備に伴う中間検査を実施するための旅費に要した経費であります。

次に、10節 需用費につきましては、自家用発電設備一年点検等の整備事業に要した経費であります。

次に、14節 工事請負費につきましては、消防本部及び南消防署庁舎冷温水発生機整備工事他2件に要した経費であります。

次に、17節 備品購入費につきましては、消防車両更新整備に要した経費であります。

次に、24節 積立金につきましては、本組合の消防施設整備事業等基金への積立金であります。

2款1項1目 元金及び2目 利子につきましては、全24件に係る消防債の元金償還金及び利子の支払いに要した経費であります。

次の33・34ページをお開きいただきたいと存じます。

最後に、3款1項1目 予備費につきましては、令和2年度におきまして、執行事案はございませんでした。

以上、歳出合計は、当初予算35億7,765万4千円、補正予算額2,072万5千円の減額、予算現額35億5,692万9千円、支出済額34億7,443万9,940円、不用額8,248万9,060円であります。

なお、不用額の主な要因につきましては、職員手当等の人物費が当初の見込みを下回ったためであります。

以上で、議案第10号 令和2年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定についての説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木内直子君。

○木内直子君 2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目、主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書の24ページですが、救急出場に係る所用時間状況が掲載されております。これを見ますと、甲府地区消本部の平均、これが平成29年から平成30年、令和元年と、この所用時間が延びております、平成29年7分30秒だったところが、令和元年8分24秒と1分近く延びているということがあります、非常に問題ではないかと、この延びている要因は何なのかということ、分析されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

合わせてその下の表ですが、119番通報入電から病院収容までの所要時間、これも平成29年から令和元年にかけて、所要時間が延びておりますが、この延びている要因は何なのかということを1点目として伺いたいと思います。合わせてもう1点よろしいですか。

もう1点は、消防職員の充足率について、伺いたいと思います。以前から充足率が全国平均よりも低いということを伺っておりますが、令和2年度の状況がどうなのかということ、そしてこの充足率を上げるような取り組みをしているのかということを伺いたいと思います。

以上、2点ですがよろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 芦沢救急救助課長。

○救急救助課長（芦沢 岳君） まず、119番通報入電から救急隊が現場到着するまでの所要時間と病院収容までの所要時間が延伸している理由につきましては、携帯電話からの119番通報が、平成30年度を契機に固定電話等からの通報を上回り、通報場所の特定に時間を要するようになったこと及び、病

院到着後、傷病者を医師に引き継ぐまでの時間が、延伸したことが要因と思われます。

今後につきましては、携帯電話からの通報が、ますます増加することが予想されますので、引き続き広報誌による携帯電話からの通報要領の広報や指令課員の聴取技術の向上に努めるとともに、効率的な医師引き継ぎが出来るよう努力してまいります。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 充足率の状況ということでございますが、直近の職員の充足率は、令和元年度に行われた消防施設整備計画実態調査、こちらの公表結果が最新のものでございます。

こちらの当本部の充足率は、72.2%になります。全国の平均は78.3%になりますので、これと同等にするためには、職員29名が不足している状況でございます。

こちらの充足率を上げるためには、職員の定数を見直しすることが必要であることから、人件費など財政的にも相当の増額につながることから、構成市町とも慎重に協議していかなければなりません。

よって、当面は条例定数を充たすような取り組みが必要と考えております。また、消防業務に支障を来たさぬように消防力の強化についても適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 木内直子君。

○木内直子君 御答弁どうもありがとうございました。

携帯電話からの通報が増えていることが、大きな要因だということですが、確かにこれから携帯電話での通報がますます増えていくことが、想定されていると思います。

この1分1秒を争う、そういう救急搬送だと思いますので、これは本当に根本的にどうしたらいいのかをしっかりと見直す、見直すというか検討していただいて、この到着までの所要時間を是非、短縮していただけるようお願いをしたいと思います。

充足率に関してですが、先ほどの決算のほうで人件費が下回ったことによつて、不用額が 8, 248万9, 060円でていることで、これは定数に充ちていらないということなんだと思いますが、職員の数が少ないことによつて、こういう消防業務に影響があるのではないかということを、ちょっと懸念はしているものです。

充足率が低いというところは、引き続き、検討して改善していただくようにな要望したいと思います。

以上です。

ありがとうございます。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はありませんか。

山田 厚君。

○山田 厚君 先ほどの木内議員さんの質問について、同じようなことになるかと思います。

まず、消防力の充足率、これは全国的な基準として出されているものですから、これは頑張んなきやいけない。なおかつ全国平均と比べて、山梨県はずつと低い、その中でも甲府広域は頑張っていますが、それでも全国充足率、特に人でのところはですね。あと 29 人足りないというお話をありました。

ですから、ここは最低でも全国の消防と同じくらいの平均にもっていく必要があるんじゃないかなと。そうすると 29 名、あと頑張る必要があるかと思います。

もちろんこの間ですね。広域消防では何人かの方を暫時増やしていただきて、少しづつ充足率が高まってきている。また、消防車などなどの機械力に関しては、もう既に 100% 充足されているってことで、感謝申し上げます。

ですが、先ほどのお話でね。なかなか救急現場到着までの時間が、かかってき始めたと、これは私、何年も前からお願ひしてですね、甲府広域はここ 10 年前からですね、この到着時間が所要時間が次々に短くなっていくという、そのすばらしい実績を上げてこられたですよね。ただ、その 3 年ほど前から、4 年ですかね、3 年ほど前から頭打ちになってきてしまったと、これについては、十分な検討をしていただきたいというお願ひをしてきましたが、この平成 30 年と令和元年では、この 1 分近く、30 秒ほどの年間ではおちてるということ、

これは先ほどのお話ですが、携帯電話の問題だけではないんじゃないかと要因は。日本全国で携帯電話をかけているわけですか、甲府だけ携帯電話を使っているわけではないわけで、もうちょっとこの辺は慎重に検討していただきたいと思うところです。

ですから、全国平均がやや上がっている、いやいや頭打ちになって、そんなに減ってはいない。山梨県もそうだと、でも甲府広域消防の平均は、明らかに時間がかかっていると、今までぐんぐん成績がよかつたのに急にこうなってきたと、何らかの要因があるんじゃないかと思いますんで是非、携帯電話だけの特化した理由ではなくて、総合的な判断をしていただきたいと思います

そこで私は、かつてから救急出動の件数ですが、例えば、各出発先からもですね、中央消防署、南消防署、その出動件数とそれから中道、玉穂関係でいうなら、出動件数が随分違うんじゃないかと、そうすると出動件数の問題なんかもちっと考える必要がある。

もちろん中道なんかのところを減らすっていっているわけではないんで、これは消防力の人の充足率と合わせて、一隊10名ほどですか、増やすっていうことも含めて、中央消防署、南消防署に配置すれば、必ずこれはですね、根性論だけじゃなくて、救急現場到着時間までの短縮ができる、そういうふうに思うところです。

かつて3年か4年ほど前にですね、熱中症がすごいときに、この南消防署でしたかね、全部、通常の救急車がで払っちゃって予備を使ったとか、そういう事件があったと思うわけです。

今、現在コロナで随分落ち着いているとはいえ、コロナの終息期には、必ずまた人の人流が激しくなるということですし、経済力も活発になるということですが、そういうところの判断も是非、お願いを申し上げたいと思います。

それから質問のほうですが、女性消防隊員を増やせっていうのが、全国的な動きになっているわけですが、その辺のところはいかがでしょうか。現状をお聞かせください。

○議長（金丸三郎君） 今井次長兼人事課長。

○次長兼人事課長（今井慎一君） 女性消防職員の採用につきましては、総務省消防庁では、充足率を令和8年度当初までに5%にすることを目標に掲げ、

女性活躍社会を推進しております。

当消防本部におきましては、令和3年4月1日現在、女性消防吏員数は9名で、充足率は2.7%であります。

国と同様、令和8年度当初までに、女性の充足率を5%とする目標を掲げまして、取り組んでいるところであります。

これまで目標達成に向けた取り組みとしては、各種就職説明会でのPR、マタニティ執務服の導入を年次的に行うとともに、昨年度は、総務省消防庁の委託事業であります、女性消防吏員活躍推進モデル事業に採択されましたことから、就職を希望する女性をターゲットに各種イベント等に活用するPR用のラッピングカーやのぼり旗、PRビデオ等の作成も行い、消防の魅力について情報を発信したところでございます。

以上です。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 隨分検討されているということでね。感謝申し上げますけど、その背景っていうんですかね。設備状況、施設状況もしっかりしないと。例えば、夜泊まるときにですね。個室の仮眠室の男女別はどうなのかとか、ユニットバス、それから当然ですが、トイレの男女別等々はどういうふうに頑張ってこられましたか。お聞かせください。

○議長（金丸三郎君） 今村総務課長。

○総務課長（今村公二君） 女性職員の施設の状況ということですけれども、先ほど、今井次長も申し上げましたけども、女性職員は、今、9名おりまして、そのうち日勤者が4名、隔日勤務者が5名となっております。

この女性の隔日勤務者が夜間勤務できるのは、今、南消防署、中央消防署、西消防署のうち、中央消防署と南消防署でございます。各署4名、合計で8名がですね、夜間勤務できるという状況となっておりまして、中央消防署つきましては、建設当時から女性の設備を完備しております、南消防署につきましては、平成29年度に女性用の施設を増築の改修工事をしたところでございます。

施設の概要といったしましては、女性専用の更衣室兼仮眠室、トイレ、ユニットバス、洗濯のスペースなどを完備しております、女性職員が快適に勤務で

きるような環境を実施しております。

なお、西消防署に、現在、女性用のトイレはございますが、その他の施設はございません。

以上でございます。

○議長（金丸三郎君） 山田 厚君。

○山田 厚君 検討されているということで、かつて南消防署でも改修されたことも、見学させていただきましたけど、でも今、9名でこれから17名目標ということですと、やっぱり倍の女性職員さんを配置するということになります。

これは当然、施設の状況の改修も含めてですね、年次的な計画を是非、立てていただきたいというふうに思うところです。

やっぱり、男女平等といっても、それは権利上の問題ですから、施設上の整備をしないと環境上から不平等になってしまい、そういうことですから是非、計画的な施設を含めての改修・改善をしていっていただければと、最後にこれまた要望ですが、お知らせしていただいた資料に、その健康診断結果が何と84%、今日本全体の健康診断でいうと50%台なんですね、60%といってない、公務員の方も今多忙ですから、70%台になっていますが、消防職員の方々の84%というのは、余りにも高すぎる。

つまり、健康不調といわれる方が84%ということですから、この辺のところを十分注意していただいて、ゆとりと快適な職場ということを是非、消防の方も目指していただきたいと思います。

以上、要望で終わります。

○議長（金丸三郎君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第11号 令和3年度甲府地区

広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案集の9ページをお開きください。

この補正の内容につきましては、令和2年度決算剩余金を本年度予算に繰越金として計上し、国母公園管理基金に積立てるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、276万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,101万4千円とするものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございますが、5款1項1目 繰越金は、令和2年度決算剩余金276万3千円を令和3年度予算に繰越すものであります。

歳出につきましては、1款1項1目の 一般管理費に276万3千円を追加し、国母公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上で、議案第11号 令和3年度甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）」について、説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、当局の説明を求めます。

窪田事務局次長。

○事務局次長（窪田 学君） それでは、議案第12号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

議案集15ページと併せまして、右上に議案第12号と書かれました甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例新旧対照表を御覧ください。

なお、新旧対照表は、左側が改正後のまた右側が改正前のそれぞれ条文となっておりまして、下線部が改正箇所となっております。

本議案は、国における社会全体のデジタル化推進のため、デジタル改革関連法が施行されたことにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が、一部改正されたことに伴い、甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の規定の整備を行うものであります。

新旧対照表の第48条を御覧ください。

本年9月1日、組織の長を内閣総理大臣とするデジタル庁が設置されました。これまで、番号法における個人番号やマイナンバーカード、情報提供ネットワークシステムに関することは、総務大臣の所掌事務でありましたが、内閣総理大臣の所掌事務となつたため、総務大臣を内閣総理大臣に改正するものでございます。

また、特定個人情報の提供は、原則禁止されており、その例外を規定する番号法第19条におきまして、特定個人情報の提供を可能とする新たに規定が第4号として追加されたため、この追加に伴う号ずれを修正するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布日からとするものでございます。

以上で、議案第12号 甲府地区広域行政事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、御説明を終わらせていただきます。

御審査のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（金丸三郎君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（金丸三郎君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第8号から議案第12号までの審査を終了します。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後2時45分